

【様式第5号の参考資料】（創設，改築の場合）

令和6年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

施設区分	区分	地域区分	補助基準額（円）
生活介護 自立支援 就労移行支援 就労継続支援	利用定員20名以下	標準	57,100,000
	利用定員21～40名以下		115,100,000
※施設整備補助金 = 補助基本額（総事業費（注）の3/4と補助基準額の低い方の額） （施設整備補助金の内）国補助金 = 補助金 × 2/3 （施設整備補助金の内）市補助金 = 補助金 × 1/3			

（注）建設工事請負契約に係り，寄付金その他収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く）。）がある場合は，総事業費からこれを控除した額となります。

また，総事業費とは「建築費＋実施設計・工事監理費」をいいます。

<計算例>

A：総事業費160,000,000円，定員40名の創設を行う場合

- ・総事業費の3/4 = 120,000,000円 … ①
- ・補助基準額 = 115,100,000円 … ②
- ・① > ② であるため，補助基本額 = 115,100,000円
- ・施設整備補助金 = （補助基本額）115,100,000円
- ・国補助金 = 115,100,000円 × 2/3 = 76,733,000円
- ・市補助金 = 115,100,000円 - 76,733,000円 = 38,367,000円
- ・事業者負担 = 総事業費160,000,000円 - 115,100,000円 = 44,900,000円

B：一般中古物件を購入し，購入物件を生活介護事業所として新たに整備する場合

※物件購入費は補助対象外。

- ・条件：物件購入費20,000,000円，総事業費（改修費）80,000,000円，定員40名の整備
- ・総事業費の3/4 = 60,000,000円 … ①
- ・補助基準額 = 115,100,000円 … ②
- ・① < ② であるため，補助基本額 = 60,000,000円
- ・施設整備補助金 = （補助基本額）60,000,000円
- ・国補助金 = 60,000,000円 × 2/3 = 40,000,000円
- ・市補助金 = 60,000,000円 - 40,000,000円 = 20,000,000円
- ・事業者の総負担金 = 物件購入費20,000,000円 + 事業者事業費負担20,000,000円  
= 40,000,000円